



【発信日】令和3年3月25日

【問い合わせ先】

大野市役所結とぴあ（1階 2番窓口）

民生環境部健康長寿課

課長 松本邦章、担当 清水幸恵

電話 0779-65-7333 内線 4112

### 越前おおの高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について

～「高齢者が安心して住める結のまち 越前おおの」の実現へ～

「人生100年時代」に備え、高齢者が住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができる生涯活躍社会を実現するため、老人福祉法及び介護保険法に基づき「越前おおの高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定しました。

#### 記

(1) 計画の名称 越前おおの高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

(2) 計画策定の趣旨・計画の位置付け

老人福祉法および介護保険法の規定に基づき、高齢化が進行する中、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加など高齢者を取り巻くさまざまな課題に的確に対応し、「人生100年時代」に備え、高齢者が尊厳を保ちながら暮らし続けることができる生涯活躍社会を実現するため策定しました。

本計画は、既存の計画である越前おおの高齢者福祉計画（第7期介護保険事業計画「平成30～令和2年度」）を継承しつつ、国の介護保険制度改正に対応するとともに、これまでの施策の実施状況や新たな課題などを踏まえ、今後3年間に取り組む施策を明らかにしています。

また、国・県の関連計画の動向を踏まえながら、第六次大野市総合計画前期基本計画（計画期間：令和3～7年度）や、第四次大野市地域福祉計画（計画期間：令和3～7年度）との整合性を保つこととしています。

(3) 計画の期間 令和3年度から令和5年度までの3年間

(4) 基本理念 高齢者が安心して住める結のまち 越前おおの

(5) 基本方針

【基本目標 1】 高齢者が生きがいを持って活躍できる地域づくりの推進

【基本目標 2】 地域包括ケアシステムの深化・推進

【基本目標 3】 介護保険サービス基盤の整備

<取組方針>

- ①高齢者の積極的社会参加
- ②健康の保持増進と自立支援
- ③介護サービスの基盤整備と質の向上
- ④認知症対策の推進
- ⑤地域での支え合いの仕組みづくり
- ⑥在宅医療と在宅介護の連携
- ⑦介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- ⑧介護人材の確保と育成・質の向上

(6) 主要事業

事業名	事業概要	事業費（千円）
地域安心すまいる事業（新規事業と既存事業の拡充）	在宅の要援護高齢者などに対して、生活支援・介護予防サービスを提供 （新規）ひとり暮らし高齢者世帯などにタクシー割引チケットを配布 （拡充）ひとり暮らし高齢者世帯などに緊急通報装置と室内センサーを合わせて設置	16,301
健康づくり応援事業（既存事業の拡充）	高齢者をはじめとする市民の健康づくりの意識を高める事業を実施 （拡充）県外の自治体と連携したスポーツ健康まちづくり事業に参加して、おおのヘルスウォーキングプログラムを実施	30,212
生活支援体制整備事業（既存事業の拡充）	住民主体の生活支援サービスの充実、地域における支え合い体制づくりを推進 （拡充）日常生活圏域を対象とする第2層生活支援コーディネーターを配置して、公民館単位の協議体を設置・運営	12,658

(7) 計画策定の経過

この計画の策定に当たっては、公的機関の有識者、関係団体、高齢者福祉サービス事業者、そして公募による市民などが参画する大野市高齢者福祉計画策定委員会において、課題や将来像、これに向けた基本的な方向性を共有しながら協議を重ねてきました。

- 6月12日 大野市高齢者福祉計画策定委員会設置  
第1回高齢者福祉計画策定委員会・介護保険運営協議会  
(以降計5回)
- 7月～8月 庁内関係各課協議
- 7月29日 介護保険事業等意向調査事業所ヒアリング
- 8月25日 第2回高齢者福祉計画策定委員会・介護保険運営協議会
- 11月10日 第3回高齢者福祉計画策定委員会・介護保険運営協議会
- 令和 3年 1月14日 第4回高齢者福祉計画策定委員会・介護保険運営協議会
- 2月1日～15日 パブリックコメントの実施
- 2月25日 第5回高齢者福祉計画策定委員会・介護保険運営協議会  
(計画案の承認)

# 越前おおの高齢者福祉計画

## ・ 第 8 期介護保険事業計画（令和 3 年度～5 年度）



### 1 計画策定の趣旨と背景

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢化が進行する中、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加など高齢者を取り巻くさまざまな課題に的確に対応し、「人生100年時代」に備え、高齢者が尊厳を保ちながら暮らし続けることができる生涯活躍社会を実現するため策定します。

越前おおの高齢者福祉計画（第8期介護保険事業計画「令和3～5年度」）は、越前おおの高齢者福祉計画（第7期介護保険事業計画「平成30～令和2年度」）を継承しつつ、国の介護保険制度改正に対応するとともに、これまでの施策の実施状況や新たな課題などを踏まえ、今後3年間に取り組む施策を明らかにしています。

### 2 計画の基本目標と重点課題

#### 基本理念

**高齢者が安心して住める結のまち 越前おおの**

#### (1) 基本目標

- ①高齢者が生きがいを持って活躍できる地域づくりの推進
- ②地域包括ケアシステムの深化・推進
- ③介護保険サービス基盤の整備

#### (2) 重点課題と取組

重点課題	主な取組
①高齢者の積極的社会参加	○高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進 ○高齢者の外出支援
②健康の保持増進と自立支援	○高齢者の健康づくり事業の推進 ○保健事業と介護予防の一体的な実施
③介護サービスの基盤整備と質の向上	○適正な介護サービスの確保 ○介護給付適正化の実施
④認知症対策の推進	○認知症高齢者の見守り体制の充実 ○認知症の予防や早期発見、早期治療へのつなぎ
⑤地域での支え合いの仕組みづくり	○地域における支え合いの体制づくりの推進 ○地域の見守り体制の推進
⑥在宅医療と在宅介護の連携	○医療と介護の多様な職種による連携推進 ○かかりつけ医の普及啓発
⑦介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進	○介護を行う家族への相談・支援体制の強化 ○高齢者の権利擁護のための支援
⑧介護人材の確保と育成・質の向上	○介護職への理解促進とイメージアップの推進 ○研修の充実や情報提供による資質の向上

### 3 高齢者をめぐる現状と推計

#### (1) 高齢者人口

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総人口	32,630	32,172	31,717	31,259	30,345	21,854
65歳～74歳	5,483	5,381	5,279	5,177	4,971	3,276
75歳以上	6,272	6,335	6,397	6,459	6,585	6,101
高齢者数	11,755	11,716	11,676	11,636	11,556	9,377
高齢化率	36.03%	36.42%	36.81%	37.22%	38.08%	42.91%

※令和2年度は4月1日現在の住民基本台帳人口  
令和3年度以降は住民基本台帳人口を基礎数値として推計人口

#### (2) 要介護認定者

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援1・2	452	453	456	457	455	405
要介護1～5	1,711	1,745	1,754	1,768	1,784	1,667
合 計	2,163	2,198	2,210	2,225	2,239	2,072
認定率	18.6%	18.8%	18.9%	19.1%	19.4%	22.1%

※令和2年度は前年度末日の実績  
令和3年度以降は、前年度末日の状況を推計

### 4 介護保険サービスの現状と見込み

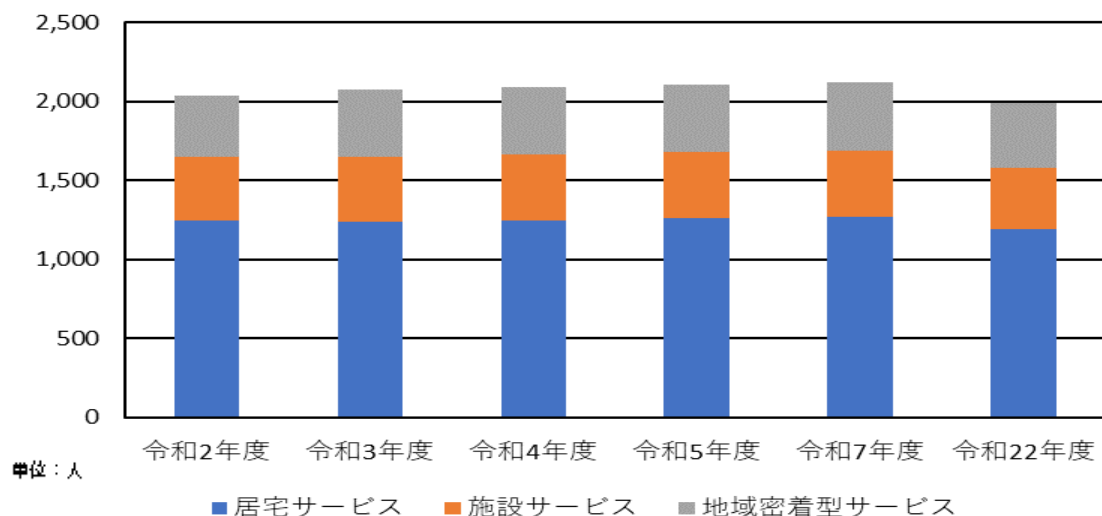
要介護認定者の増加などに伴い、居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービスとも、利用者が増加すると見込んでいます。

#### 介護サービス利用者

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅サービス	1,248	1,240	1,250	1,262	1,273	1,189
施設サービス	402	410	412	415	418	393
地域密着型サービス	387	424	426	430	435	407
合 計	2,037	2,074	2,088	2,107	2,126	1,989

※令和2年度の利用者数は介護保険事業状況報告（4月サービス提供分月報）より抜粋  
令和3年度以降は年度平均利用者数として推計

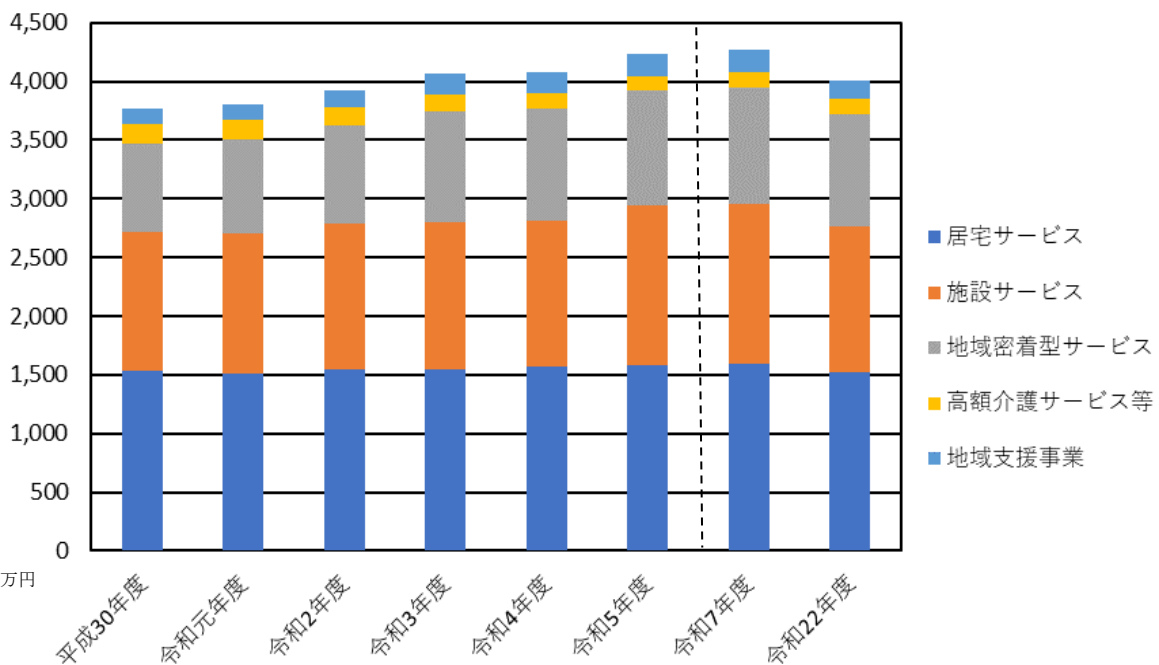


## 5 介護保険給付費の現状と見込み額

第8期給付費総額は、第7期比+7.7%の伸び率を見込んでいます。

(単位：百万円)

区 分		居宅サービス	施設サービス	地域密着型サービス	高額介護等	地域支援事業	給付費総額	
第7期	H30年度	1,540	1,177	756	165	130	3,768	11,499
	R1年度	1,505	1,202	796	166	136	3,805	
	R2年度	1,545	1,239	837	163	142	3,926	
第8期	R3年度	1,550	1,251	941	140	185	4,067	12,387
	R4年度	1,566	1,252	948	130	188	4,084	
	R5年度	1,577	1,361	980	130	188	4,236	
2025年度 (R7年度)		1,598	1,363	990	131	185	4,267	
2040年度 (R22年度)		1,526	1,238	953	135	161	4,013	



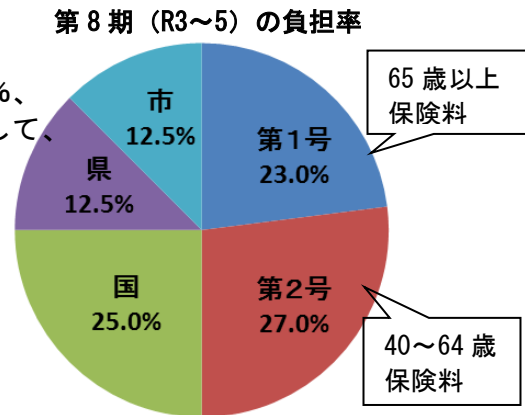
## 6 地域密着型サービスの整備計画

指定年度	指定サービス・規模	事業所数	指定校区
令和4年度	認知症対応型共同生活介護（9人規模）	1	開成中学校区

## 7 介護保険給付費に対する負担率

第8期の介護保険給付費に対する負担率は、保険料として、第1号被保険者（65歳以上）が23%、第2号被保険者（40～64歳）が27%、公費として、国が25%、県と市が各12.5%となります。

なお、第1号被保険者と第2号被保険者の負担率は、国が全国ベースの人口比率で改定します。



## 8 65歳以上(第1号被保険者)の保険料

### <第8期介護保険料>

介護保険サービス見込み量から算出した65歳以上の方の保険料基準額は、現行どおり6,000円を維持します。保険料は令和3～5年度の3年間は同じ保険料率です。

段階	対象者	保険料率	保険料月額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の人 ・市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.30	1,800円
第2段階	・市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.50	3,000円
第3段階	・市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.70	4,200円
第4段階	・世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	5,400円
<b>第5段階</b>	<b>・世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人</b>	<b>1.00 (基準額)</b>	<b>6,000円</b>
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	7,200円
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	7,800円
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	9,000円
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	1.70	10,200円
第10段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上の人	1.75	10,500円

※第1～3段階については、公費負担による軽減後の保険料率及び保険料月額を記載しています。

### <基金の取り崩し等>

保険料の算定は、3年間で介護給付費準備基金積立金を1億8千万円取り崩すこととして算出したものであり、介護給付費準備基金は介護給付費の実績などに応じて取り崩すこととなります。